

個別指導における指摘事項について

平成 29 年 10 月

はじめに。

この「個別指導における指摘事項について」の編集に当たっては、平成 26 年から平成 28 年までの各厚生局で実施された個別指導時に指摘された事項を編集し統合したものである。

編集にあたっては、歯科点数表の区分ごとに行ったが、特に歯周治療に関しては項目数が多いことと、他の処置及び手術と区別するために点数表の区分とは別に編集を行った。

目次

基本診療料	5
医学管理	7
在宅医療	9
検査	1 2
画像診断	1 5
投薬・注射	1 6
リハビリテーション	1 7
歯周処置・手術	1 8
処置	2 1
手術	2 4
麻酔	2 6
歯冠修復・欠損補綴	2 7
修復・補綴自費	3 1
歯科矯正	3 2
その他の事項	3 3
診療録	3 4
技工指示書	3 6
請求事務・施設基準	3 7

基本診療料

初診料

- 歯科初診料の算定要件を満たさない例が認められたので、改めること。
 - ※ 診療録第1面の記載内容から、歯科医学的に初診行為が的確に行われていない。
 - ※ 健康診断、リコール、定期健診及びフッ素塗布等の目的での初診料の算定があった。
 - ※ 医者・患者関係が継続している状態での初診料の算定があった。
 - ※ 算定誤りに伴う歯周基本治療（1回目：所定点数）での算定があった。
 - ※ 歯周疾患等の慢性疾患である場合等であって明らかに同一の疾病又は負傷であると推定される場合での初診料の算定があった。
 - ※ 初診時にパノラマ、歯周精密検査、歯科疾患管理料、口腔内写真検査、歯科衛生実地指導料、歯周基本治療、歯周基本治療処置が主訴等に関係なく傾向的に算定されていたので必要性を勘案のうえ取り扱うこと。

再診料

- 歯科再診料の算定要件を満たさない例が認められたので、改めること。
 - ※ 保険外診療が主体であるにもかかわらず、歯科再診料を算定している。
- 月初めの再診時に、歯科疾患管理料、歯科衛生実地指導料、歯周基本治療処置、機械的歯面清掃処置が事務的かつ傾向的に算定されていたので、改めること。（診療録の記載が画一的）

加算

- 明細書発行体制等加算において、算定した診療報酬の区分、項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付する旨の院内掲示を行っていない等、不適切な例が認められたので改めること。
- 歯科診療特別対応加算について、診療録に当該加算を算定した日の患者の状態の記載がない又は乏しい例が認められたので改めること。
- 歯科診療特別対応加算について、歯科診療が著しく困難な者でない患者に対して算定している例が認められたので改めること。
- 歯科外来診療環境体制加算について、施設基準を満たさなくなった場合には辞退すること。（歯科衛生士の配置がない等）

医学管理

診療録・文書等の記載関係

- 記載内容が具体的記述や管理内容の記載がない等、算定要件を満たしていない例が認められたので、改めること。
- 情報提供が文書により行われていない例が認められたので、改めること。
- 提供文書の写しの診療録への未添付例が認められたので、改めること。

歯科疾患管理料

- 歯科疾患管理料について、次の事例が認められたので、改めること。
 - ※ 一連の管理計画、管理内容が診療録に記載されていない又は不十分。
 - ※ 管理内容の要点の診療録への記載が画一的。
 - ※ 患者に提供する文書が所定の様式に準じてない。
 - ※ 患者記入欄に記載の不十分な例が認められた。
 - ※ 患者の同意が得られていない。（患者署名欄、未署名）※ 指導・管理計画の未策定。
 - ※ 担当の保険医療機関、歯科医師の氏名に係る記載がない。
 - ※ 診療録と管理計画書との内容（提供年月日）が異なる。
 - ※ 初回の管理計画書の作成に際し、歯周病に罹患している患者に対して、歯周病検査を実施せず管理計画書を提供し、算定している。
 - ※ 治療計画等に変更があったにもかかわらず、管理計画書（継続）が提供されていない。
 - ※ 患者にとって有益な個別具体的内容が情報提供されていない。
 - ※ 歯科疾患管理料の管理計画書の備考欄の「次回から文書提供不要」である申し出を医療機関が記載している。
 - ※ 管理計画書の備考欄に文書提供が不要である旨の患者による記載がないにもかかわらず、2回目以降の継続管理計画書を作成していない。
 - ※ 継続的な管理が行われていない。
 - ※ 患者に提供された管理計画の内容が実際に行われた治療内容が異なる又は必要となる情報とは言えない。
 - ※ 具体的な管理計画がなく、管理計画書にチェックが入っているのみで管理内容が不十分。
 - ※ 初診時1回のみの診療で終了となっている患者に対して算定している例が散見され、患者との協働により継続的管理を実施することを約しているかどうか不明。
 - ※ 管理計画策定の前に画像診断等の必要な検査を実施していない。
 - ※ 管理計画書に患者又はその家族による生活習慣等の状況の記載がない。
- 歯科疾患管理料を算定する場合には、管理計画書（初回用）を患者に提供し、その写しを診療録に添付すること。
- 管理計画書は、患者にわかりやすく記載すること。
- 管理計画の立案は、口腔内の状況をふまえ、一口腔単位で計画すること。

- 歯科疾患管理料を算定した月は、患者又はその家族に対して、管理計画書を提供しない場合であっても、少なくとも1回以上の管理計画に基づく管理を実施し、診療録にその要点を記載すること。

歯科衛生実地指導料

- 歯科衛生実地指導において、次の事例が認められたので改めること。
 - ※ 歯科衛生士が実施（在籍）していないにもかかわらず、歯科衛生実地指導料1を算定している。
 - ※ 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。
 - ※ 患者に提供すべき当該実地指導に係る文書を提供していない。
 - ※ プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘について実施していない。
 - ※ 提供文書の記載（指導内容・開始時刻・終了時刻）が画一的になっている。
 - ※ 歯科衛生士に対する歯科医師の指示内容が診療録に記載されていない。
 - ※ 提供文書が、訪問歯科衛生指導料の様式になっている。
 - ※ 実態の指導実施時間（開始及び終了時刻）に基づいて取り扱われていない。
 - ※ 歯科衛生士業務記録簿が作成されていない。
 - ※ 指導後に主治の歯科医師への報告がされていない。（診療録への記載不備）
 - ※ 歯科衛生士業務記録の歯科医師からの指示内容、口腔内状況、プラークチャート、指導実施時刻、担当者の署名に係る記載がない。
 - ※ 3月に1回以上指導内容を文書により提供すべきであるにもかかわらず、提供していない。
 - ※ 診療録に記載すべき内容（歯科衛生士に行った指示内容等の要点）について画一的に記載している。
 - ※ 診療録に記載している歯科衛生士への指示内容と歯科衛生士が実施した患者指導内容、提供文書の内容と診療録及び歯科衛生士の業務に関する記録とが一致していない。
 - ※ 実施時間が15分未満。（カルテに記載された実施時間の不整合）

歯科特定疾患療養管理料

- 診療録に患者の症状、治療計画、指導内容、治療内容の記載が乏しい例が認められたので充実を図ること。

義歯管理料

- 新製有床義歯管理料について、次の事例が認められたので改めること。
 - ※ 提供文書と診療録とで欠損の状態に係る記載がない、または異なっている。
 - ※ 提供文書に保険医療機関名、担当歯科医師の氏名に係る記載がない。
 - ※ 提供文書に保存及び清掃の方法に係る記載がない。
 - ※ 提供文書に装着した有床義歯の形態を記載していない又は記載している形態が実態と異なる。

※ あらかじめ記載している提供文書の指導内容を画一的にチェックしているのみで、個別具体的記載がない。

※ 提供文書の写しが診療録に添付されていない。

- 新製有床義歯管理料の文書は患者が理解しやすいよう記載して提供すること。
- 1 年以内に実施した有床義歯の新製について、同一初診内であるにもかかわらず、2 回算定している例が認められたので改めること。
- 新製有床義歯管理料（困難な場合）について、特に咬合の回復が困難な患者以外の患者に対して算定している例が認められたので改めること。
- 患者に対して当該有床義歯の管理に係る情報を文書により提供した場合で、文書の内容以外に療養上必要な管理事項がある場合には、診療録にその要点を記載すること。

診療情報提供料

- 診療情報提供料（Ⅰ）について、単なる紹介や診療依頼に対して算定している例が認められたので改めること。
- 提供文書（又は写し）に、紹介元の医療機関名、歯科医師の氏名の記載がない例が認められたので記載すること。
- 単なる症状の問い合わせに対して算定している例が認められたので改めること。

在宅医療

歯科訪問診療料

- 歯科訪問診療を行うに当たっては、「歯科訪問診療における基本的考え方」（平成 16 年日本歯科医学会）を参考とすること。
 - ※ 2016 年 12 月に「在宅歯科医療の基本的考え方 2016」（平成 28 年日本老年歯科医学会）が刊行されている。
- 算定要件を満たさない歯科訪問診療料が認められたので、改めること。
 - ※ 患者状況の具体的な診療録記載がない又は乏しい。
 - ※ 歯科訪問診療時の一連の管理に係る診療録の記載が乏しい。
 - ※ 診療録に歯科訪問診療時の患者の状態等を記載していない。
 - ※ 患者の状況に基づいた訪問診療の計画を策定していない。
 - ※ 第 1 回目の歯科訪問診療の際に、当該患者の病状に基づいた訪問診療の計画の要点を診療録に記載していない。
 - ※ 診療録に記載すべき内容（患者の病状に基づいた訪問診療計画）について、画一的に記載している。
 - ※ 診療録に記載すべき内容（実施時刻（開始時刻と終了時刻）又は歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変した際の対応の要点を含む））を記載していない。
 - ※ 同一建物で複数の患者を診療したにもかかわらず、歯科訪問診療料 1 を算定していた。
 - ※ 20 分未満の診療にもかかわらず歯科訪問診療料 1 又は 2 を算定している。（診療準備又は移動にかかる時間、訪問歯科衛生指導の時間等を含めている）
 - ※ 訪問歯科衛生指導に係る実施時間との重複、レセプトの診療日及び実施時間との不一致。（診療録の突合点検による）
 - ※ 患者が付き添いにより外来受診した際に、歯科訪問診療料、在宅患者等急性歯科疾患対応加算を算定していた。
 - ※ 診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に実施時刻（開始時刻と終了時刻）及び通院困難となった理由を記載していない。
 - ※ 保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が 16 キロメートルを超えていた。
- 特別な関係にある施設に赴き歯科訪問診療料を算定していたので、改めること。
- 歯科訪問診療補助加算について、診療録に診療を補助した歯科衛生士名の記載がない例が認められたので改めること。
- 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定していたので、改めること。
 - ※ 当該加算を算定した日における患者の状態（要介護度を含む。）を診療録に記載していない。
 - ※ 著しく歯科診療が困難な者に該当していない患者に対し当該加算の算定を行っていた。
 - ※ 診療録に記載すべき内容（当該加算を算定した日における患者の状態）について、記載の不十分な例が認められた。

訪問歯科衛生指導料

- 算定要件を満たさない訪問歯科衛生指導が認められたので、改めること。
 - ※ 「1 複雑なもの」において、1 人の患者に対して歯科衛生士等が1対1で20分以上指導を実施していない。
 - ※ 歯科訪問診療料を算定した日から起算して1月を超えていた。
 - ※ 自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等(短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く。)、認知症対応型グループホーム、特定施設(指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設に限る。)に入居又は入所する要介護被保険者である患者に対して、訪問歯科衛生指導料を算定していた。
 - ※ 訪問歯科衛生指導料（複雑なもの）の实地指導内容が単なる日常清掃等の口腔ケアに該当。
 - ※ 患者が付き添いにより外来受診した際に、訪問歯科衛生指導を算定していた。
 - ※ 歯科衛生士業務記録が作成されていない。
 - ※ 患者又は家族に文書を提供していない。
 - ※ 提供文書の写しが診療録に添付されていない。
 - ※ 提供文書に实地指導した歯科衛生士名の記載がない。
 - ※ 提供文書への指導の開始及び終了時刻の記載が画一的又は記載が不十分。
 - ※ 診療録に歯科衛生士に指示した内容の記載がない。
 - ※ 診療録に記載すべき、歯科衛生士に指示した内容又は指導の実施時刻について画一的に記載している。
 - ※ 訪問指導計画及び指示概要の診療録への未記載。
 - ※ 訪問歯科衛生指導に係る診療録記載（訪問先、開始及び終了時刻、指導の要点、主訴、食生活の改善等に関する要点）の不備。
- 計画性がなく画一的に算定している例が認められた。歯科訪問衛生指導を実施する場合には患者ごとに治療計画を立てること。

歯科疾患在宅療養管理料

- 歯科疾患在宅療養管理料及び口腔機能管理加算について、次の不適切な例が認められたので、改めること。
 - ※ 歯科疾患在宅療養管理料の初回算定日に文書提供が行われていない。
 - ※ 口腔機能管理加算を算定しているにもかかわらず、患者、家族等に対して文書により情報提供が行われていない。
 - ※ 患者にとって有益な個別具体的内容が情報提供されていない。
 - ※ 管理計画が項目のチェックのみで個別具体的な内容ではない。
 - ※ 口腔内の状態及び療養上必要な管理計画が実態と異なる。
 - ※ 管理計画書を作成していない。

- ※ 管理計画書に全身の状態、口腔内の状態、口腔機能の状態等の記載がない又は乏しい。
- 患者又はその家族に提供する管理計画書については、在宅等において療養している通院困難な患者の歯科疾患の状況等を踏まえ、必要となる情報を記載すること。
(管理計画書の様式については「別紙様式 3」又はこれに準じた様式とすること。)

検査

電氣的根管長測定検査

- 電氣的根管長測定検査について、次の事例が認められたので改めること。
 - ※ 電氣的根管長測定器を使用していないにもかかわらず算定している。
 - ※ 診療録に検査結果の記載がない又は検査結果がわかる記録の添付がない。
 - ※ 算定した所定点数に対応する根管数が一致していない。

細菌簡易培養検査

- 細菌簡易培養検査について、根管充填前に傾向的に実施し、診療録の記載内容から判断して歯科医学的に必要性が乏しい事例が認められたので改めること。
- 細菌簡易培養検査を算定するにあたり、診療録に検査結果の記載が不十分な事例が認められたので改めること。

歯周病検査

- 歯周病検査において、次の事例が認められたので改めること。
 - ※ 診療録に検査結果の記載がない又は検査結果がわかる記録の添付がない。
(検査結果が良好な場合でも要記載)
 - ※ 歯周ポケット検査の結果を記載していない。
 - ※ 歯の動揺度検査の記載がない。
 - ※ 記載している結果が判読できない。
 - ※ 検査表の記載内容(部位の記載等)に誤りがある。
 - ※ 臨床所見、画像診断所見等から判断し、検査の結果が妥当性を欠いている。
 - ※ 検査を行った歯数と算定した当該検査の所庭点数に対応する歯数が一致していない。
 - ※ 検査の実施年月日が不明。
 - ※ 一度の検査を二回算定している。
- 歯周病の急性発作があるにもかかわらず、同日に歯周病検査を実施している例が認められたので、改めること。
- 10 歯以上 20 歯未満の検査を 20 歯以上の検査として算定している例が認められたので、改めること。
- 歯周治療後に歯周病検査による評価を実施せずに、補綴治療(ブリッジ)を開始している例が認められたので改めること。
- 歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、歯周治療を終了している例、補綴治療に着手している例が認められたので、改めること。
- プラークチャートを用いたプラークの付着状況の検査を実施していない又は検査結果を記載していない、または添付されていない例が認められたので改めること。
- プロービング時の出血の有無、歯の動揺度検査及びプラークチャートの未記載等、算定要件を満

たしていない歯周精密検査が認められたので、改めること。

- 歯周基本検査結果（動揺度検査）にまとめ書きしたものが認められたので、1 歯単位に記載すること。
- 画像診断所見等から判断して、歯周病検査の結果が妥当性を欠いている例が認められたので、検査手技の改善を図り的確に実施すること。
- 1 月以内の再度の歯周病検査を所定点数の 100 分の 50 に減算せずに算定している例が認められたので改めること。
- 極めて短期間に繰り返し行われた不適切な歯周病検査を算定している例が認められたので、改めること。
- 残根歯（歯内療法、根面被覆を行って積極的に保存した残根を除く）を検査歯数として数えている不適切な例が認められたので、改めること。
- 混合歯列期歯周病検査において、歯肉の発赤・腫脹の状態、プロービング時の出血の有無及びプラークチャートの未記載等、算定要件を満たさない例が認められるので改めること。
- 乳歯列期の患者に対し、必要性の乏しい混合歯列期歯周病検査を実施しているので改めること。

口腔内写真検査

- 口腔内写真検査で算定要件を満たさない例が認められたので、改めること。
 - ※ 撮影枚数と算定枚数とが一致していない。
 - ※ 同一部位に対して複数枚撮影し、算定している。
 - ※ 一回の歯周病検査の後に定められた枚数を超えて算定している。
 - ※ 口腔内が写っていない顔面写真に対して算定している。
 - ※ プラークコントロールの動機付けに必要な部位を撮影していないにもかかわらず算定している。
- 保存期限内であるにもかかわらず口腔内写真を保存していない例が認められたので改めること。
- 診療録に写真から読み取る検査結果の記載がない又は検査結果が分かる記録の添付がない例が認められたので改めること。
- 「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成 19 年 11 月 日本歯科医学会）の「口腔内カラー写真」に沿った撮影を実施すること。
 - ※2016 年 3 月に「歯周病治療の指針 2015」が刊行されている
- 口腔内写真検査は歯周疾患を有する患者のプラークコントロールの動機付けを目的として実施すること。

顎運動関連検査

- 診療録に検査結果の記載がない又は検査結果が分かる記録の添付がない例が認められたので改めること。
- ゴシックアーチ描記法の検査結果が正確性の劣る手書きのため、写真又はトレース等の正確な記録を診療録に添付すること。

- 顎運動関連検査の種類及び回数にかかわらず欠損補綴物 1 装置につき 1 回のみの算定であることに留意すること。
- 一連の顎運動関連検査の結果を活用して、複数の欠損補綴物を製作した場合には 1 回の算定になることに留意すること。
- 顎運動関連検査を実施する場合には必要性を考慮し、その根拠となる症状等を診療録に記載すること。

その他

- 口腔内カラー写真を歯科技工指示書及び診療録に添付せずに歯冠修復時色調採得検査を算定していた例が認められたので改めること。

画像診断

写真診断

- 歯科エックス線撮影および歯科パノラマ断層撮影について、次の事例が認められたので改めること。
 - ※ 1枚しか撮影していないにもかかわらず、2枚算定している。
 - ※ 実際に撮影した日とは異なる日に算定している。
 - ※ 撮影失敗の分を算定している。
 - ※ 写真診断に係る所見の記載が実態と異なる。
 - ※ デンタル及びパノラマエックス線についての所見記載が画一的。
 - ※ デンタル及びパノラマエックス線について所見記載がない又は不十分。
 - ※ デンタル及びパノラマエックス線写真において、不鮮明、現像処理が不適切なもの。
 - ※ 診断、治療に必要な部位が撮影されていないデンタルエックス線写真の撮影。
 - ※ デンタルエックス線写真と診療録の診断所見記載との間で不一致。
 - ※ 必要性が乏しい同一部位の撮影。
 - ※ 必要性の乏しい歯科パノラマ断層撮影。
 - ※ 顎関節症の診断を目的として歯科パノラマ断層撮影しているにもかかわらず、当該疾患に対する診断所見の記載がない。
 - ※ 診療録に記載している撮影目的と診療報酬明細書に記載している撮影目的とが異なっている。
 - ※ 画像処理が不適切。
- 全顎撮影に複数日を要した場合でも、一連として全顎撮影の点数を算定すること。
- 診断に必要な部位が撮影できておらず、目的を達しない場合には、再撮影して算定すること。
- 確認できない歯科エックス線撮影が認められたので、適切に取り扱うこと。
- 歯科用3次元エックス線断層撮影について、次の事例が認められたので改めること。
 - ※ 診療録への写真診断に係る所見の記載がない又は乏しい。
 - ※ 歯科エックス線撮影で確定診断ができており、撮影の必要性が認められない。
 - ※ 歯科エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影で診断が困難な場合であって、当該画像撮影の必要性が十分認められる場合に算定できるにもかかわらず、当該撮影のみ実施している又は当該撮影の後で歯科パノラマ断層撮影を実施している。
- エックス線撮影による診断がないまま処置等を実施している例が認められたので、適宜撮影して治療に活用すること。
- 顎関節パノラマ断層撮影を傾向的に実施しているので、歯科医学的に的確な診断のうえで必要性を考慮して実施すること。

投薬・注射

全般

- 投薬において、画一的投与、過剰投与、長期漫然投与が認められたので、病名、症状及び経過等を考慮のうえ、投与量をその都度決定すること。
- 原則併用禁忌とされている薬剤の投薬が認められたので、改めること。
- 抗生剤、消炎鎮痛剤、ビタミン剤等の適応外処方が認められたので、改めること。
- 院内処方と院外投薬が混在する状況であったので、適切に取り扱うこと。
- 必要性の乏しい含嗽剤の処方が認められたので、改めること。
- 適応（効能・効果）、用法（用法・用量）から見て、不適切な投薬が認められたので改めること。

その他

- 投薬にあたっては保険医療機関及び保険医療養担当規則第 21 条を遵守し、必要性を考慮した上で、医薬品医療機器等法の承認事項を遵守すること。
- 投薬にあたっては、その必要性を考慮し、画一的な処方とならないようにすること。
- 投薬にあたっては、診療録に投薬の服用方法を記載すること。
- 軟膏、抗生剤、含嗽剤の投与において、必要性の根拠となる症状、所見、診断、投与理由等の診療録への記載を充実させること。
- 経口投与と点滴注射とが選択可能な場合には、特別な事情がある場合を除き、経口投与を第一選択とすること。
- 投薬する場合には、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めること。
- 投薬において、患者の服薬状況及び薬剤服用歴の確認を行わず投与されている例が認められたので改めること。

薬剤情報提供料

- 情報提供を行うべき内容が十分でなく算定要件を満たさない例が認められたので、改めること。
- 薬剤情報提供料を算定しているにもかかわらず、文書を交付していない例が認められたので改めること。
- 薬剤情報提供料の文書に副作用及び相互作用に係る記載がない又は乏しい例が認められたので改めること。

リハビリテーション

歯科口腔リハビリテーション

- 歯科口腔リハビリテーション料 1（有床義歯）の場合について、次の不適切な例が認められたので、改めること。
 - ※ 診療録に調整方法、調整部位、義歯に関する指導内容に係る記載が無い。又は記載が乏しく画一的である。
 - ※ 同一月において、有床義歯の新製を前提に旧義歯の修理を行っていないにもかかわらず新製有床義歯管理料との併算定を行っている。
 - ※ 困難な場合以外のものを困難な場合として算定している。
- 歯科口腔リハビリテーション料 2 の場合について、診療録に実施内容等の要点の記載がない例が認められたので改めること。

歯周処置・手術

全般

- 歯周病検査を実施せずに歯周病の診断、治療を実施している例が認められたので改めること。
- 歯周病患者に歯周病検査及び歯周基本治療を実施せず、補綴治療を実施している例が認められたので改めること。
- 歯冠修復、欠損補綴と並行し、歯科医学的に不適切な歯周治療を行っている例が認められたので、改めること。
- 歯周病に係る症状、所見等の診療録記載に乏しく、診断根拠や治療方針が不明確であるので、改めること。
- 治癒の判断、治療計画の修正等が的確になされていないので、改めること。
- 歯周基本治療から次の歯周病検査までの間隔が短く、妥当性を欠いている例が認められたので改めること。
- 補綴物装着時に歯周病検査を実施している例が認められたので、適切な時期に実施すること。
- 歯周病の重篤度等を考慮していない等、必要性が認められないにもかかわらず、傾向的に実施している例が認められたので改めること。
- 歯周疾患の急性炎症時に口腔内消炎手術（切開排膿等）と同日に算定している例が認められたので改めること。
- やむを得ず歯周治療と並行して補綴治療を実施する場合には、「歯周病患者に対する補綴歯科治療のあり方」に関する提案書等を参考にし、歯科医学的妥当性を考慮した上で実施すること。
- 欠損補綴が必要な部位に歯周疾患がある場合には、まず歯周治療を実施し、歯周病検査で歯周病の改善を確認したうえで補綴治療に着手すること。
- ブリッジを製作中の支台歯に対し歯周治療を実施している例が認められたので、支台を予定する歯に歯周病がある場合には歯周治療を実施し、歯周病検査で歯周病の改善を確認したうえで、欠損補綴の治療に着手すること。
- 歯周病の診断、治療にあたっては「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成 19 年 11 月 日本歯科医学会）を参照し、適切な検査に基づいて実施すること。
※2016 年 3 月に「歯周病治療の指針 2015」が刊行されている）

処置・手術等

- 歯周疾患処置算定時に使用薬剤名を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
- 歯周疾患処置時の歯周ポケット内への薬剤注入について、特定薬剤として承認された用法以外の方法で使用していたので改めること。
- 歯周基本治療の結果改善が見られず、かつ歯周ポケットが4mm以上の部位に対して計画的に1か月間特定薬剤を注入していないにもかかわらず、歯周疾患処置を算定している例が認められたので、改めること。
- 歯周疾患処置算定時に歯周病の原因除去のための歯周基本治療を十分に行うことなく、急性

症状時の対処療法である歯周ポケット内への薬物注入を繰り返していた例が認められたので、改めること。

- 臨床所見、治療経過の診療録記載がない SRP が散見されたので、改めること。
- 不適切な歯周病検査に基づいて、スケーリングを行っている例が認められたので、改めること。
- 不適切な歯周病検査に基づいて、SRP を行っている例が認められたので、改めること。
- 診療経過等から判断して再度のスケーリングの必要性が認められないものが認められたので、改めること。
- 機械的歯面清掃処置が歯周基本処置より前に行われている不適切な例が認められたので、改めること。
- 主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、患者に対して機械的歯面清掃処置を行った場合に、主治の歯科医師が当該歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
- 検査結果等から判断して、1 度に全顎のスケーリング、SRP の必要性が認められないものが認められたので、改めること。
- 補綴治療後、同一部位に歯周基本治療（SRP）を行っている症例が認められたので、改めること。
- SRP 後に所定点数の 100 分の 50 で算定すべき歯周ポケット搔爬を所定点数で、また歯周ポケット搔爬後に所定点数の 100 分の 50 で算定すべき SRP を所定点数で算定している例が認められたので改めること。
- 長期間漫然と SRP を繰り返すのみで、歯周病検査等に基づいた治癒の判断、治療計画の修正等を的確に実施していない例が認められたので改めること。
- 短期間に歯周基本治療を繰り返し実施しているにもかかわらず、歯周ポケットに改善がない例が散見されるので、治療効果が期待できるような手技、方法で実施すること。
- 歯周基本治療処置について、使用した薬剤名を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
- 暫間固定について、次の事例が認められたため改めること。
 - ※ 症状・所見、治療内容、予後等の診療録記載が乏しく、適切に記載されていなかった。
 - ※ 暫間固定の方法と使用材料は実態通りに記載されていなかった。
 - ※ 審美性の回復を目的とする暫間修復を、暫間固定として算定していた。
 - ※ 歯周病検査による診断をせずに暫間固定を算定していた。
 - ※ 歯周外科手術に伴う場合において、固定源を含めて 4 歯であるにもかかわらず、暫間固定（困難なもの）を算定していた。
 - ※ エナメルボンドシステムによる暫間固定に対して、装着料及び装着材料料を算定していた。
 - ※ エナメルボンドシステムによる暫間固定を行った際に摘要欄に固定を行った部位・方法が記載されていなかった。
 - ※ 必要性の認められない暫間固定(簡単なもの)が行われていた。
 - ※ 暫間被覆冠を暫間固定として算定している。

- 暫間固定装置の修理について、頻回に算定している例が散見されたので、暫間固定法の手技、術式において歯科医学的に的確な咬合調整及び暫間固定法を実施し、暫間固定装置の破折が起こらないように努めること。
- 暫間固定装置の修理及び除去について、レジン床固定法及びレジン連続冠固定法等の装置でない場合に算定している例が認められたので改めること。
- 暫間固定装置の除去についてエナメルボンドシステムによる暫間固定を除去した場合に、暫間固定装置の除去の費用を算定している例が認められたので改めること。
- 歯周治療用装置とは、重度の歯周病で長期の治療期間が予測される歯周病患者に対して、治療中の咀嚼機能の回復及び残存歯への咬合の負担の軽減等を目的として装着する冠形態又は床義歯形態の装置をいうので、その適用にあたっては歯科医学的に的確に診断し、必要性を十分に考慮したうえで適用すること。
- 検査結果、臨床所見等から判断して、歯周治療用装置の必要性が乏しい例が認められたので改めること。
- 目的が異なる歯周治療用装置が認められたので、改めること。
- 不適切な歯周精密検査に基づいて、歯周外科手術（歯肉剥離搔爬術）を算定していたので、改めること。
- 歯周病検査を行わず、歯肉弁根尖側移動術を算定していたので、改めること。
- 歯周病検査の結果、所見・治療計画又は評価等から適正に実施していたと認められない歯周ポケット搔爬術、新付着手術又は歯肉弁切除を算定していたので、改めること。
- 歯周外科手術(FOp、歯周ポケット搔爬術)における手術内容等の診療録記載がない又は乏しいので、改めること。
- 画像診断所見等から判断して歯周外科手術(FOp、歯周ポケット搔爬術、ENAP)の必要性がないものが認められたので、改めること。
- 欠損部に対して歯周外科手術(FOp)を算定していたので、改めること。
- 補綴治療後、当該補綴部位に歯周外科手術(FOp)を行っている例が認められたので、改めること。

歯周病安定期治療

- 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査を行っていないので、改めること。
- 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を患者に提供していない例が認められたので改めること。
- 患者等に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していない例が認められたので、改めること。
- 歯周病安定期治療は、一連の歯周病治療終了後、一時的に症状が安定した状態にある患者に対し実施するものなので、その開始にあたっては確実な判断をすること。
- 初回の歯周病安定期治療の算定にあたり、歯周病検査の結果の要点や歯周病安定期治療の治療方針に係る文書を患者に提供していない例が認められたので改めること。

処置

う蝕処置

- 算定部位ごとに使用した保険医療材料名・処置内容を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
- 傾向的なう蝕処置の算定がみられるので、必要性を勘案し歯科医学的に妥当適切な治療を実施すること。
- 歯冠修復の当日に、同一歯に対して歯冠修復の費用とう蝕処置の費用を算定していたので、改めること。
- 算定要件を満たさない不適切なう蝕処置が認められたので、改めること。

咬合調整

- 歯冠形態を修正する場合の修正理由及び修正箇所の診療録への記載がない例が認められたので改めること。
- 同一初診期間中に、咬頭の過高部の削除を行った場合の咬合調整を複数回算定していたので改めること。
- 「咬合性外傷」病名での歯冠形態修正による咬合調整については、歯科医学的に妥当適切な処置を実施すること。
- 診断の根拠がない歯冠形態修正が認められたので改めること。

知覚過敏処置

- 歯冠形成と同時に算定している例が認められたので改めること。
- 知覚過敏処置を実施した場合には、診療録にその症状や改善状態等を記載すること。

歯内療法関係

- 感染根管処置（抜歯を前提とした消炎のための根管拡大）において次の事例が認められたので、改めること。
 - ※ 診療録に症状等の記載がなく、傾向的に算定している。
 - ※ 当該処置は根管からの積極的な排膿を図り消炎しなければ抜歯できないような場合に実施するものなので、歯科医学的に的確な診断のうえで実施すること。
- 根管貼薬処置において、保険適応外の薬剤を用いて実施している例が認められたので、改めること。
- 加圧根管充填処置において、次の事例が認められたので、改めること。
 - ※ 歯科エックス線撮影による根管充填後の状態を確認していない。
 - ※ 根尖まで気密な根管充填を実施していない。
 - ※ 根管充填材が根尖孔外に著しく溢出している。
 - ※ 根尖部が写っていない歯科エックス線撮影のため加圧状態を確認できない。

※ 歯根端切除を行った後に加圧根管充填処置を算定している。

- 実際の根管数に基づかずに根管充填を含む一連の根管治療の算定をしている例が認められたので、改めること。
- 的確な診断に基づかずに抜随処置や感染根管処置を行っていた例が認められたので、改めること。
- 根管充填直後に再治療した場合に、再度の根管充填を算定している例が認められたので改めること。
- 算定要件を満たさない消炎拡大処置が認められたので、改めること。

除去料等

- 除去した歯冠修復物、補綴物の部位又は種類について、診療録に記載していない例が認められたので、的確な記載を行うこと。
- 歯根の長さの 1/3 未満の鑄造体の除去を『根管内ポストを有する鑄造体』の除去として算定していたので、改めること。
- スクリューポストの除去を『著しく困難なもの』で算定していたので、改めること。
- 画像診断で除去物が確認できないにもかかわらず根管内ポストを有する鑄造体の除去の算定が認められたので、改めること。
- 歯科パノラマ断層撮影写真から判断して切断数が不一致のものが見られ、実際に行ったブリッジの切断数に基づかずに切断を算定していたので、改めること。
- 暫間固定装置の除去を歯冠修復物の除去として算定している例が認められたので改めること。
- ブリッジのポンティックの除去に際し、実際のポンティックの歯数と異なる例が認められたので改めること。
- 歯冠修復物及び補綴物の除去を算定する場合は、「摘要」欄に除去した歯冠修復物及び補綴物の部位及び種類を記載すること。

その他

- 顎関節症及び歯ぎしりに対する治療に当たっては、その診断根拠等を明確にして、適切に取り扱うこと。
- 顎関節症又は歯ぎしりの治療を目的とするものでないものを算定していたので、改めること。
- 咬合支持に関わる欠損補綴の直後に、歯科医学的に不適切な顎関節治療を行っていたので、改めること。
- 算定要件を満たさない床副子調整が認められたので、改めること。
- 床副子の算定にあたっては、算定区分に留意すること。
- 床副子の調整にあたっては調整の部位、方法を診療録に記載すること。
- 咬合挙上副子装着と同日に、当該床副子の調整を算定しているので改めること。
- 床副子による治療を実施する場合には、診療録に症状・所見、診断結果、治療内容、予後等を具体的に記載し、診療実態、必要性を明確にすること。

- 歯ぎしりの治療法としての咬合床副子において、アクチバトール式以外のものをアクチバトール式のものとして算定している例が認められたので改めること。
- 画像所見、処置内容から判断して、感染根管処置の所定点数に含まれ、別に算定できないにもかかわらず、歯の破折片除去を口腔内軟組織異物除去術として算定している例が認められたので改めること。
- 有床義歯床下粘膜調整処置において、次の事例が認められたので改めること。
 - ※ 診療録に所見及び具体的な実施内容の記載がない又は乏しい。
 - ※ 新製有床義歯装着直後に実施している。
 - ※ 有床義歯床下粘膜調整処置以外の目的（床裏装）に対して算定している。
 - ※ 有床義歯床下粘膜調整処置後に床裏装又は義歯新製を実施していない。
 - ※ 新製有床義歯を製作するための印象採得後又は新製有床義歯製作着手後に旧義歯に対して算定している。
 - ※ 必要性の根拠が乏しく、連日実施し、算定している。

手術

全般

- 抜歯手術、抜歯窩再搔爬手術、口腔内軟組織異物（人工物）除去術（歯の破折片の除去）において、診療録に所見、手術内容、予後等の記載がない又は乏しい例が認められたので改めること。
- 口腔内消炎手術、頬、口唇、舌小帯形成術、下顎隆起形成術、歯周外科手術（歯肉切除手術、歯肉剥離搔爬手術）において診療録への症状、所見及び術式の記載が乏しくかつ画一的な例が認められたので改めること。
- 難抜歯について算定要件を満たさないものが認められたので、改めること。
- 的確な診断に基づかずには抜歯処置を行っていたので、改めること。
- 難抜歯と埋伏歯との区別を明確にして算定すること。
- 難抜歯について、次の事例が認められたので改めること。
 - ※ 歯根肥大に対する骨の開さく又は歯根分離術等を実施したことを診療録に記載していない。
 - ※ 画像所見、臨床所見等から骨の開さく又は歯根分離術等を必要としないにもかかわらず難抜歯として算定している。
 - ※ 下顎水平埋伏智歯に対する計画的な歯冠分割術を、抜歯中止として難抜歯の所定点数で算定している。
- 埋伏歯、下顎水平埋伏智歯加算及び下顎完全埋伏歯加算について、画像診断及び臨床所見より歯冠が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯でない場合に算定している例が認められたので改めること。
- 埋伏抜歯について算定要件を満たさないものが認められたので、改めること。
- 歯根嚢胞摘出手術（歯冠大）について次の事例が認められたので、改めること。
 - ※ 歯根嚢胞の大きさが歯冠大に満たないものに係る手術を、歯根嚢胞摘出手術「1 歯冠大のもの」として算定していた。
 - ※ 歯根応報摘出手術における予後について、診療録の記載内容が不十分。
- 抜歯後の止血確認中に再び出血し、縫合等止血処置を実施した場合に算定している例が認められたので改めること。
- 保険適用外の前歯の再植による根尖病巣の治療を歯根端切除手術として算定している例が認められたので改めること。
- 画像診断所見及び診療録の記載等から判断して、必要性が乏しい歯槽骨整形手術を算定している例が認められたので改めること。
- 骨瘤除去手術に係る診断及び臨床所見（必要性の根拠）の診療録への記載が乏しい例が認められたので改めること。
- 患者の全身状態及び手術の必要性について十分検討したうえで実施すること。
- 智歯周囲炎の歯肉弁切除等について、算定要件を満たさない例が認められたので改めること。
- 抜歯やヘミセクション等の観血処置等における患者への説明、同意に関して診療録への記載が乏

しい例が認められたので改めること。

- 保険適用外の歯科矯正のための智歯抜歯を保険診療として算定している例が認められたので改めること。

麻酔

浸潤麻酔

- 特掲診療料の費用に含まれる浸潤麻酔について、算定している例が認められたので改めること。
- 必要性を十分に考慮して実施すること。

伝達麻酔

- 臨床所見及び診療録の記載内容等から判断して必要性が乏しい伝達麻酔が認められたので改めること。

吸入鎮静法

- 患者の監視、薬剤の管理等に十分留意すること。

静脈内鎮静法

- 術前、術中及び術後の管理記録の診療録への記載が乏しい例が認められたので、記載の充実を図ること。

その他

- 麻酔の費用を算定できない場合においても、麻酔を行った際には、行った麻酔方法、使用した麻酔薬材の名称、使用料を診療録に記載すること。

歯冠修復・欠損補綴

補綴時診断料

- 算定要件を満たさない補綴時診断料を算定していた事例が認められたので改めること。
 - ※ 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。
 - ※ 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している、または記載が不十分。
- 補綴時診断料を算定した後、欠損補綴物の設計等に変更が生じた場合には診療録にその旨を記載すること。
- 補綴時診断料の算定後、再度、補綴時診断を実施すべき欠損補綴を行う場合には、新たに製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点を診療録に記載すること。
- 新たな欠損補綴及び有床義歯内面適合法等を実施する場合に、当該治療を開始した日に患者に対して治療等に関する説明をして算定するものであるにもかかわらず、治療開始日以降に算定している例が認められたので、適切な時期に算定すること。

クラウン・ブリッジ維持管理料

- 算定要件を満たさないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定していた事例が認められたので、改めること。
 - ※ 文書による患者への情報提供を実施していない。
 - ※ 実際に患者に提供した提供文書の写しを診療録へ添付していない。
 - ※ インレーブリッジ、複雑インレーにおいて算定していた。
 - ※ 患者に提供する文書に保険医療機関名、開設者名、クラウン・ブリッジ維持管理料の趣旨及び補綴部位の記載がない。
 - ※ 患者に提供する文書と診療録とで記載している担当医名が一致していない。
- クラウン・ブリッジ維持管理期間中に、当該補綴部位に係る新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作・装着した場合の一連の費用を算定している不適切な例が認められたので改めること。

歯冠形成

- 残根に対して歯科充填材料 1 により根面を被覆した場合に、う蝕歯即時充填形成を算定している例が認められたので改めること。
- 残根歯に対して金属歯冠修復で根面を被覆した場合に、う蝕歯インレー修復形成を算定している例が認められたので、改めること。
- 窩洞形成及び充填について「単純なもの」で請求すべきところ誤って「複雑なもの」で請求している例が認められたので改めること。

歯冠修復

- う蝕歯即時充填形成を実施した直後にブリッジの支台歯として歯冠形成を算定している例が認められたので改めること。
- う蝕歯即時充填形成について、次の事例が認められたので改めること。
 - ※ 根管治療後の歯に、う蝕歯即時充填形成を算定している。
 - ※ 1日で窩洞形成から充填までを完了していない歯に対して、う蝕歯即時充填形成を算定している。
 - ※ 初診毎に1歯複数窩洞の充填処置を多数歯に、常態として繰り返し算定しており、歯科医学的妥当性が疑わしい。
- う蝕歯無痛の窩洞形成加算について、次の事例が認められたので改めること。
 - ※ 診療録に記載がないにもかかわらず算定している。
 - ※ 浸潤麻酔及びエアタービン等歯科用切削器具を併用して実施している。
- 充填（単純なもの）を充填（複雑なもの）として算定している例が認められたので改めること。
- 5分の4冠を全部金属冠として取り扱っているものが認められたので、改めること。
- 全部金属冠について、小臼歯を大臼歯として誤って算定している不適切な例が認められたので改めること。
- インレー（単純なもの）をインレー（複雑なもの）として算定している例が認められたので改めること。
- インレー（複雑なもの）を全部鑄造冠として算定している例が認められたので改めること。
- 装着していない硬質レジンジャケット冠を装着したとして算定している例が認められたので改めること。
- 小臼歯に対する硬質レジンジャケット冠は、応分の咬合圧及びクラスプによる摩耗等に耐えうる場合に限り使用できることに留意すること。
- 鉤歯に対して、H J C、C A D / C A M冠により歯冠修復している不適切な例が認められたので、改めること。
- 診療録にスクリーポスト（支台築造用）を使用したことが記載されているにもかかわらず、画像診断上確認できないその他の支台築造が認められたので、改めること。
- ブリッジ支台歯形成加算算定時において、診療録に測定結果の記載がない又は乏しい点が認められたので改めること。

ブリッジ

- 欠損ではない間隙のある場合のブリッジについて、ポンティックまたは隙の選択を適切に実施すること。
- 残根上にブリッジを製作している例が認められたので改めること。
- 抜歯後短期間でブリッジの製作に着手している例が認められたので、歯科医学的に妥当かつ適切な期間を開けて実施すること。
- 第二大臼歯欠損の延長ブリッジは、咬合状態及び支台歯の骨植状態を的確に診断し、歯科医

学的妥当性を考慮して実施すること。

- 金属裏装ポンティックにおける人工歯の取扱いに誤りが認められたので、改めること。
- 「ブリッジの考え方 2007」及び取扱通知に則した設計ではなく、保険給付の対象とはならないブリッジにより補綴している例が認められたので、改めること。
- ブリッジの一部であるにもかかわらず、誤って算定された単冠が認められたので、改めること。
- ブリッジの支台として不適切なものが認められたので、適切に取り扱うこと。
- ブリッジを仮着の段階でブリッジ本体と装着料等を算定しているものが認められたので、改めること。
- 人工歯を使用していないポンティックに人工歯料を算定している例が認められたので改めること。
- 一装置のブリッジであるにもかかわらず、単冠とブリッジに分け、さらにレジン前装金属冠を全部金属冠として算定している例が認められたので、改めること。

有床義歯

- 有床義歯の製作において、保険請求と歯科技工指示書、歯科技工納品書の記載に相違がある不適切な例が認められたので、改めること。
- バーの算定について、歯科技工指示書に部位、設計の記載がなく、使用理由が明らかでない、必要性に乏しい例が認められたので、改めること。
- バーの算定が傾向的に行われているが、必要性を考慮のうえ取り扱うこと。
- 誤った解釈の1装置に複数本のバーの算定が認められたので、改めること。
- 欠損歯数と排列歯数の取扱いで誤請求が認められたので、改めること。
- 残根上の根管処置及び根面被覆処置を行わず、残根上義歯が新製されていたので、改めること。
- 残根上義歯の保険診療における取り扱いに留意すること。
- 算定要件を満たさない床修理が認められたので、改めること。
- 有床義歯において、次の事例が認められたので改めること。
 - ※ コバルトクロム合金の鑄造鉤を金銀パラジウム合金の鑄造鉤で算定している。
 - ※ 線鉤を鑄造鉤で算定している。
 - ※ 残根上の義歯の診療報酬請求において、診療報酬明細書にその旨の記載がない。
 - ※ 人工歯料を重複算定している。
 - ※ 前歯部鑄造二腕鉤を犬歯・小臼歯部鑄造二腕鉤として算定している。
 - ※ 1個のバーを2個で算定している。
 - ※ クラスプの脚を鑄造バーとして算定している。
 - ※ 鑄造バーを屈曲バーとして算定している。
 - ※ 補強線を鑄造バーとして算定している。
 - ※ バーを使用していない有床義歯に保持装置を算定している。
 - ※ 保持装置を設計した部位について、診療録への記載がない。
 - ※ 必要性が乏しいバーを算定している。
 - ※ 技工納品書にない鑄造バーを算定している。

- 有床義歯は、残存歯の歯周組織の状態等を確認したうえで製作すること。
- 義歯新製、増歯修理等は、抜歯後の治癒の経過等を考慮して実施すること。
- 即時義歯の仮床試適にかかる費用は算定できないので改めること。

有床義歯修理

- 有床義歯修理について、次の事例が認められたので改めること。
 - ※ 修理内容に係る診療録への記載がされていない。又は乏しい。
 - ※ 診療録の記載等から判断して必要性が乏しい印象採得を算定している。
 - ※ 有床義歯修理を有床義歯内面適合法で算定している。
 - ※ 新製有床義歯装着後に、旧義歯に対して修理を算定している。
 - ※ 診療録の記載等から判断して必要性が乏しい有床義歯修理を繰り返し算定している。
 - ※ 有床義歯修理の歯科技工加算について、診療録に担当する歯科技工士名の記載がない。
 - ※ 修理内容に係る診療録への記載において画一的に記載されている。

有床義歯内面適合法

- 有床義歯内面適合法について、次の事例が認められたので改めること。
 - ※ 直接法で実施しているにもかかわらず印象採得を算定している。
 - ※ 診療録に具体的な実施内容の記載がない、または不十分。

その他

- 歯科技工所へ製作を依頼した歯科技工物について、納品時に指示内容と照合し、診療報酬請求前に診療録と診療報酬明細書との照合・確認を実施すること。
- 保険適用外で製作した補綴物の修理の費用を保険診療として算定している例が認められたので改めること。

修復・補綴自費

保険外診療

- 保険診療から保険外診療に移行した場合には、その旨を診療録に記載すること。
- 一連の保険診療の中で保険外診療を行っていたので、改めること。
- 保険外診療で製作した歯冠修復物の支台築造を保険診療で請求していた例、保険適応外の欠損補綴物に対する修理等に係る請求をしていた例が認められたので、改めること。
- 保険外診療として行った歯冠修復及びブリッジに係る歯冠形成について、保険診療で算定している不適切な例が認められたので、改めること。
- 保険外診療として取り扱うべきバーが保険診療として請求されていたので、改めること。
- 保険診療と保険適用外診療とを明確に峻別し、混合診療にならないように留意すること。
- 一連の保険診療の中で、臼歯部の暫間補綴物を保険適用外診療としている例が認められたので改めること。
- 保険診療として認められないインレーによる永久固定を、保険診療のインレー修復として算定している例が認められたので改めること。
- インプラント治療に関する暫間義歯の調整費用について保険診療で請求していた例が認められたので、改めること。

保険外併用療養費

- 金属床総義歯の取扱いが不適切であるので、改めること。
- 一連の補綴治療の中で保険適用外診療（ファイバーポストコア）に移行したにもかかわらず、再び保険診療として補綴物を装着している例が認められたので改めること。

歯科矯正

歯科矯正診断料

- 文書により治療計画の内容を提供していない又は診療録に治療計画書の写しを添付していない例が認められたので改めること。

歯科矯正管理料

- 歯科矯正管理料について、初診料を算定した月に算定している例が認められたので改めること。
- 診療録の記載について、患者又はその家族に提供した文書の写しを添付していない例が認められたので改めること。
- 診療録の記載について、計画的な歯科矯正管理の状況の記載が乏しい例が認められたので改めること。
- 管理計画に基づいて実施する指導等の評価及び指導内容を診療録に記載すること。

その他

- 歯科矯正に係る一連の画像診断として、歯科矯正セファログラムと同じ目的で実施した歯科パノラマ断層撮影に係る診断料を 100/100 として算定している例が認められたので改めること。

その他の事項

その他

- 治療にあたっては、的確な診断の基に治療計画を立て、患者の同意のもとに適切な治療を行うこと。
- 療養担当規則（経済上の利益の提供による誘引の禁止）に抵触する行為が確認されたので、直ちに改めること。
- 同一ビル中の保険薬局への誘導が行われていたので、直ちに改めること。
- 歯科衛生士が行った業務について、歯科衛生士業務記録を的確に作成すること。
- 歯科衛生士、歯科助手、歯科技工士の業務範囲に十分留意すること。
- 不適切な院内技工としての取り扱いが認められたので、改めること。
- 保険医は診療にあたっては、患者の希望のみにより行うのではなく、療養担当規則を遵守し、保険診療として必要があると認められる場合に必要の程度において、常に医学の立場を堅持して行うこと。
- 著しく歯科診療が困難な者の100分の50加算を算定する際に、当該加算を算定した日における患者の状態を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

診療録

- 診療録の記載に当たっては、次の点に留意すること。
 - ※ 診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項の記載を十分に行うこと。
 - ※ 同一の患者を複数の歯科医師が担当する場合には、責任の所在を明確にするため、診療日ごとに担当した歯科医師が署名又は記名押印を行うこと。
 - ※ 実際に診療を担当した歯科医師が遅滞なく的確に記載すること。
 - ※ 診療録が歯科医師以外の者（歯科衛生士、歯科助手、受付）により一部記載されていたので、診療録の記載は担当医師が行うこと。必要があって歯科衛生士に口述筆記させた場合には、担当医師が確認して署名又は記名押印を行なうこと。
- パソコン等を使用した診療録の場合は更に次の点に留意すること。
 - ※ OA 機器による診療録の作成に当たっては、関連通知に従い、情報の管理体制に十分留意した上で保険医のもとで作成し、その都度プリントアウトした書面で診療を行った保険医が必ず記載内容に誤りがないことを確認した後に、署名又は記名押印を行うこと。
 - ※ 手書きでの加筆部分、別紙記載が認められたが、記載時期を含めて適切に取り扱うこと。
- 診療録第1面の主訴、傷病名、歯式、初診時の口腔内所見、開始、終了、転帰等に係る記載を次の通り、的確に行うこと。
 - ※ 主訴は患者自身の言葉を記載すること。
 - ※ 歯式（口腔内所見等）の記載を適切に行うこと。
 - ※ 略称病名（レセプト病名）ではなく正式な診断名を記載すること。
 - ※ 全身病状、投薬内容、必要な事項は必ず記載すること。
 - ※ 治療が必要な傷病名は初診時に全て記載するよう努めること。
 - ※ 再度の初診の取扱い及び診療録の記載（口腔内所見等）に留意すること。
- 診療録第2面以降の記載内容が次の通り不十分であるので、充実を図ること。
 - ※ 症状、所見、検査結果、画像診断所見、医学管理等の内容、投薬内容、治療方針、診療内容、診療月日又は部位等について不備が認められた。
 - ※ 歯内療法時の根管充填材（剤）名を記載していない例が認められた。
 - ※ 使用材料名または使用薬剤名を記載していなかった例が認められた。
 - ※ 麻酔時の使用薬剤名及び薬剤使用量について記載していない例が認められた。
 - ※ OA 機器で診療録を作成する場合に、手書きで加筆している例が認められた。
- 診療録の記載方法、記載内容に次の不適切な例が認められたので、改めること。
 - ※ 持参された診療録が指導前に新たにプリントアウトされたものであり、一部負担金徴収時の記載内容と同一である保証がない。
 - ※ 実際に一部負担金が徴収された状況等にもとづいて負担金徴収欄が記載されていない。
 - ※ 鉛筆による記載。
 - ※ 診療行為の手順（時系列）と異なる記載。
 - ※ 欄外への記載。

- ※ 判読困難な記載。
- ※ 通知（平 28.3.18 保医発 0318 第 5 号）で定めた略称を使用せず、独自の略称の記載。
- ※ 既に廃止された項目の略称の記載。
- ※ 療法・処置記載欄の一段に複数行、複数項目を記載。
- ※ 行間を空けた記載。
- ※ 二本線で抹消せず、修正液による不適切な診療録の訂正。
- ※ 消しゴムで消した後に書き直しの記載。
- ※ 日常的に後から手書きで加筆し、かつ時期が不明な記載。（歯科衛生実地指導に関する歯科衛生士への指示の要点、画像診断の所見、補綴時診断の要点等）
- ※ 診療録に用紙を貼り付けて追記し、追記の時期が不明な記載。
- ※ 診療したとする日付が正しくない記載。
- ※ 診療したとする日の診療録記載がない。
- ※ 算定項目のみを羅列している例
- ※ 再診のみで処置内容の記載がない。
- ※ 診療行為を記載せず、点数のみの記載。
- ※ 根拠が不明確・不適切な診療録の訂正（訂正した内容、日時、訂正者、根拠が不明等）。
- ※ 歯周基本治療処置に使用した薬剤名を別の処置欄に記載。
- ※ 事後に撮影された歯科パノラマ断層撮影と処置内容の相違。
- ※ 診療録上で請求内容と相違する有床義歯の設計。
- 保険医療機関の責務として診療録上で診療実日数及び合計点数の月締めを行い診療録に記載するとともに、レセプトとの突合確認に活用すること。
 - ※ 診療報酬請求時の点検により請求内容等を変更しているにもかかわらず、診療録の記載内容が訂正されていない。
 - ※ 診療報酬請求後の診療録の差し替え。
- 診療録の紛失が認められたので、歯科医師法及び療養担当規則で管理者、歯科医師及び保険医療機関に診療録の保存を義務づけている法的意義及び重要性を十分理解し、適正に編綴・保存すること。
- 歯科医師法及び療養担当規則で歯科医師及び保険医に診療録の記載を義務づけている法的意義及び重要性を十分理解すること。
- 保険診療から自費診療へ移行を行った場合は、診療録に自費診療への移行等や当該部位に係る保険診療が完結している旨が判るように明確に記載すること。

技工指示書

技工指示書

- 歯科技工指示書が歯科医師以外の者（歯科衛生士、歯科助手、受付）により一部記載されていたので、歯科技工指示書の記載は担当医師が行うこと。やむを得ず口述筆記させた場合には、必ず担当医師が記載内容を確認して署名又は記名押印を行うこと。
- 保存期間内（３年以内）に紛失した歯科技工指示書、技工納品書が散見された（一部認められた）ので、適切な整理・保管に留意すること。
- 歯科技工指示書に記載すべき内容（患者の氏名、設計・作成の方法、使用材料、発行の年月日、発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地、作成が行われる歯科技工所の名称及び所在地）に不備が認められたので改めること。
- 歯科技工納品書について、技工所の名称、設計・作成の方法及び使用材料の記載がない例が認められたので、改めること。
- 記載内容（設計・作成の方法・使用材料、発行の年月日、歯科医師の住所、歯科医師の氏名等）に不備が認められたので、改めること。
- 有床義歯の設計に関して記載が乏しい例が認められたので改めること。
- 診療録、歯科技工指示書及び歯科技工納品書の記載内容が一致していない例が認められたので、それぞれを確実に照合すること。
- 歯科技工物の納品年月日が特定できない例が認められたので、適切に管理等を行うこと。

請求事務・施設基準等

総論的事項

- 診療録とレセプト、領収証及び日計表との間において、診療内容、病名、所定点数及び合計点数の不一致が認められたので、突合チェックを保険医により十分に行うこと。
- 診療録とレセプトの間において、訪問診療における診療日及び実施時間が一致しない不適切な例が認められたので、突合確認を保険医により十分に行うこと。
- 歯科技工納品書とレセプトとの間において、設計内容（歯式）又は使用金属が一致していない不適切な例が認められたので、突合確認を保険医により十分に行うこと。
- 被保険者証のコピーを保有することは個人情報保護の観点から好ましくないので行わないこと。
- 被保険者証の確認を励行すること。
- 支払基金・国保連合会からの返戻、増減点連絡書は内容を十分検討し、以後の診療に反映させるなど活用を図ること。
- 診療報酬明細書にすでに治癒している傷病名が残っているので、診療報酬明細書の病名を整理すること。
- 診療報酬明細書の摘要欄の記載に誤りが認められたので、正確に記載すること。
- 実施した診療に係る点数を、翌月に保険請求している例が認められたので改めること。
- 帳簿、伝票等の関係書類については、所定の期間（３年間）保存しておくこと。

一部負担金

- 一部負担金の徴収について以下の点について、改めること。
 - ※ 療養担当規則第５条の２の２に従って個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付していない。
 - ※ 歯科訪問診療において、領収書を月ごとにまとめて発行していたもの、領収印の日付が無い又は発行日より前の日付のものが認められたので、改めること。
 - ※ 歯科訪問診療において、診療明細書の交付を行っていない。
 - ※ 徴収すべき者（親戚、家族、従業員とその家族）から徴収されていない。
 - ※ 未収の一部負担金の管理が不十分である。（未収金管理簿の未作成、納入督促が的確に行われていない）
 - ※ 計算が誤っている。
 - ※ 一部負担金を減免している。
 - ※ 診療録と日計表とで一部負担金徴収額が一致しない。
 - ※ １ヶ月分の診療内容、金額等をまとめ書きした領収書を交付していた。

領収証・明細書

- 領収証を発行していない又は個別の費用ごとに区分した領収証を発行していない例が認められた

ので、改めること。

- 明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がない場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行しなければならないので改めること。

施設基準等：届出関係

- 届出事項に変更があった場合には、速やかに所管の厚生労働省厚生局に届出ること。
 - ※ 保険医の異動は、常勤、非常勤にかかわらず、速やかに届け出ること。
 - ※ 診療日、診療時間及び診療科名の変更が認められたので、速やかに届け出ること。
 - ※ 住居表示変更に伴う医療機関所在地の変更があった場合には、速やかに届け出ること。
 - ※ 保険外併用療養費に関する事項（金属床による総義歯の提供、う蝕に罹患している患者の指導管理等）に変更があった場合には、速やかに届け出ること。

施設基準等：院内掲示

- 院内掲示が不適切であるので、改めること。
 - ※ 明細書発行に関する状況に係る院内掲示が行われていなかった。
 - ※ 明細書発行に関する状況にかかる院内掲示について、告示及び通知に基づく内容となっていなかった。（明細書を発行していない等）
 - ※ 届出がないにもかかわらず、院内掲示している。
 - ※ 届出事項に関する事項の掲示がない。（歯科治療総合医療管理料・在宅療養支援歯科診療所 等）
 - ※ 旧名称で掲示されている。
 - ※ 歯科技工士が勤務していないにもかかわらず、実態と異なり歯科技工士が勤務していると掲示をしている。